

新宿区景観まちづくり審議会 小委員会の委員の指名について

1 小委員会の委員の指名について

【規則第40条第1項】

審議会委員のうち、審議会の会長が指名する者9人以内をもって組織する

2 委員長及び副委員長

【規則第40条第2項、第3項】

小委員会に委員長及び副委員長を置く

委員長：小委員会委員のうち、審議会の会長が指名する者

副委員長：選任方法については、特に定めなし

3 小委員会が議題とする事項

【条例第31条第2項に定める委任事項】

- (1) 景観法や条例で定める勧告に関する事
- (2) 景観法や条例で定める必要な措置をとることの命令に関する事
- (3) 条例で定める公表に関する事

4 景観計画検討小委員会が議題とする事項

【条例第31条第2項に定める委任事項】

- (1) 景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインの策定及び変更に関する事。

<凡例>

条例：新宿区景観まちづくり条例

規則：新宿区景観まちづくり条例施行規則